

1 最近の入札談合事件

件名 措置年月日	内容
令和6年（措）第6号 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件 （令和6年5月22日）	名古屋市発注の中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和6年（措）第2号 独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件 （令和6年3月14日）	独立行政法人国立印刷局発注の再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和5年（措）第5号 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件 （令和5年9月28日）	高知県発注の地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和5年（措）第1号 独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件 （令和5年3月24日）	独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和4年（措）第6号 愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件 （令和4年10月17日）	愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和4年（措）第4号及び第5号 広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件 （令和4年10月6日）	<p>広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第4号）</p> <p>広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第5号）</p>
令和4年（措）第3号 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対する件 （令和4年3月30日）	独立行政法人地域医療機能推進機構発注の医薬品の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和4年（措）第2号 日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する件 （令和4年3月3日）	日本年金機構発注のデータプリントサービスの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和4年（措）第1号 国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する件 （令和4年2月25日）	国、地方公共団体等発注の機械警備業務の競争入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条（略）

②～⑤（略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨（略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条（略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四（略）

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一・二（略）

三 当該違反行為に係る商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等（当該違反行為をしていないものに限る。次号において同じ。）が行つたものの対価の額に相当する額として政令で定める方法により算定した額

四（略）

②・③（略）

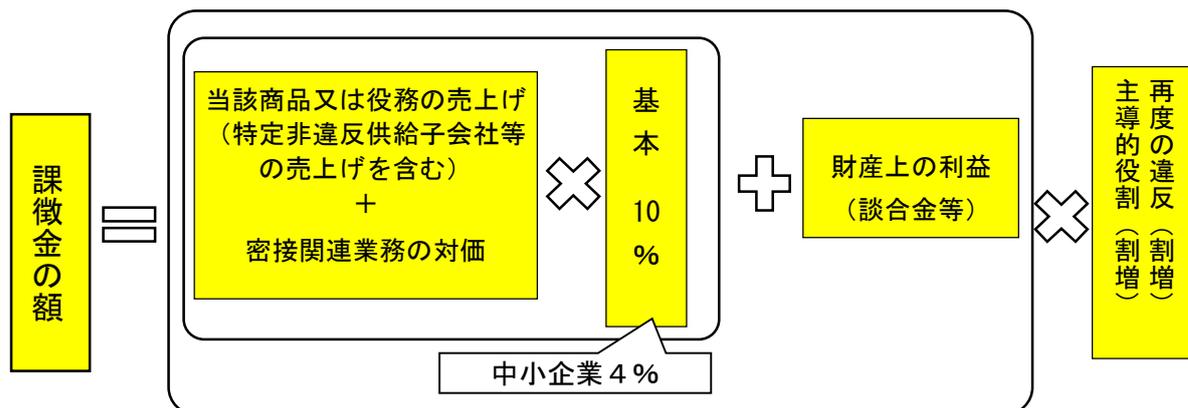
3 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

(2) 課徴金額の計算

カルテル・談合の実行期間中の事業者及びその特定非違反供給子会社等の対象商品又は役務の売上額又は購入額及び違反行為の実行期間における密接関連業務^(注1)の対価の額に相当する額を基に、事業者の規模に応じて定められた課徴金算定率を乗じた額と違反行為の実行期間において得た談合金等^(注2)に相当する額を合計して計算する^(注3)。また、再度の違反^(注4)又は主導的役割^(注5)のいずれかに該当する場合には、合計して計算された額を5割増しとし、いずれにも該当する場合には合計して計算された額を10割増しとする。



(注1) 対象商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う、商品又は役務の供給であって、他の違反行為者等が対象商品・役務を供給するために必要とされるもの。

(注2) 対象商品又は役務を供給しないこと等に関して得た財産上の利益（第7条の2第1項第4号）。

(注3) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の8第2項）。

(注4) 「再度の違反」の割増しは、調査開始日から遡り10年以内に、①課徴金納付命令等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、②その完全子会社が課徴金納付命令等（当該命令等の日以後において完全子会社の関係にある場合に限る。）を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、③合併、事業譲渡又は事業分割の相手方である事業者が課徴金納付命令等を受けた事業者（当該合併、事業譲渡又は事業分割の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、に対して適用される。ただし、調査開始日から遡り10年以内に受けた課徴金納付命令が確定していない場合はこの限りではない（第7条の3第1項）。

(注5) 「主導的役割」の割増しは、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の3第2項）。

(3) 課徴金減免制度及び調査協力減算制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項）。また、課徴金減免制度による課徴金額の減免に加えて、調査協力減算制度の適用を受ける事業者については、事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じ、課徴金額が減算される^(注1・2)（第7条の5第1項～第3項）。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率		事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)		適用される減免率
前	1位	全額免除	+	(注3)	=	全額免除
	2位	20%				最大60%
	3～5位	10%		最大50%		
	6位以下	5%		最大45%		
最大3社 (注4)	10%	最大30%				
後	上記以下	5%	最大20%	最大25%		

(注1) 報告した事実又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど減免失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない(第7条の6)。

(注2) 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる(第7条の4第4項)。

(注3) 調査開始日より前に1番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。

(注4) 調査開始日以後の申請者のうち3番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち5番目以内である場合に限る。